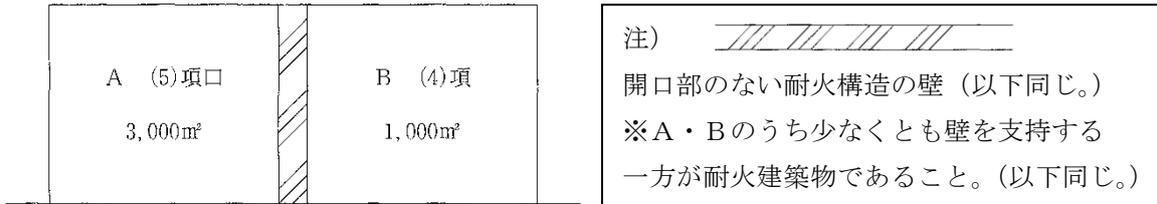


1-4 消防法施行令第8条の解説

1 消防法施行令第8条第1号の規定（令8-1号区画）については、次によるものとする。

(1) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその用途、面積に応じて消防用設備等を設置すること。

〔例〕 <全体としては(16)項イ 4,000 m²>



〔例〕 <全体としては(16)項イ 4,000 m²>

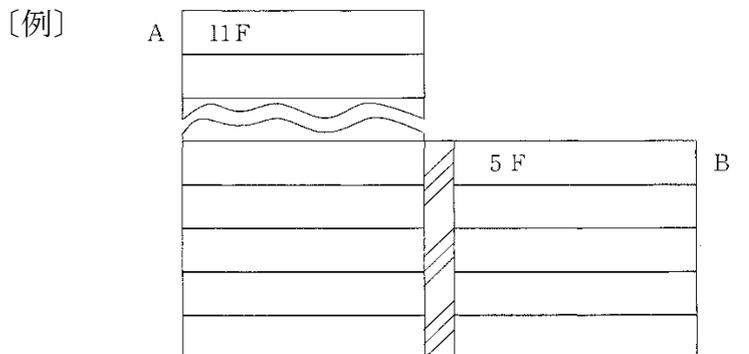


A→延べ面積 3,000 m²の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→延べ面積 1,000 m²の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

(2) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。

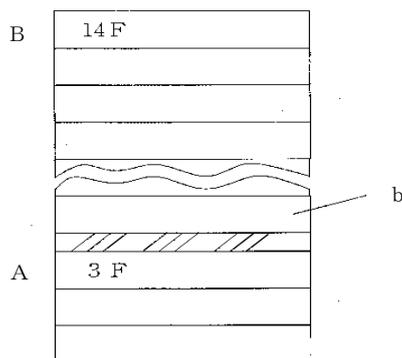
ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあっては、下の部分の階数を算入すること。



A→階数 11 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→階数 5 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

〔例〕



A→階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

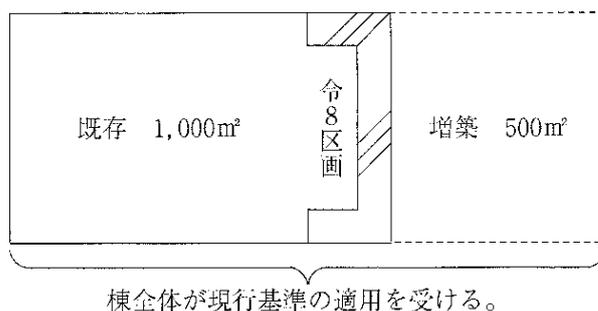
B→階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

- (3) 令8-1号区画の構造等及び令8-1号区画を貫通する配管等
 令8-1号区画の構造等及び令8-1号区画を貫通する配管等の取扱いについては、「令8-1号区画の構造等の解説」によること。

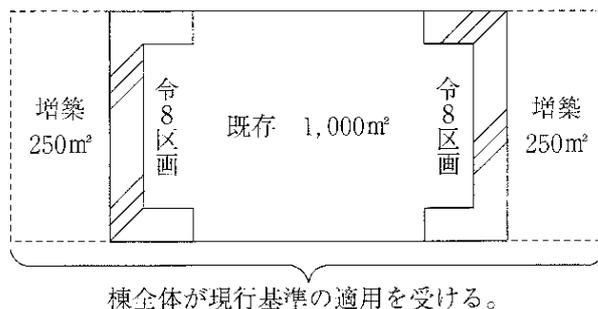
2 留意事項

- (1) 本条の規定は、政令第1章第3節、すなわち消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準について適用されるものであり、防火管理、防災等に関しては適用されない。
- (2) 本条により、政令第1章第3節において各部分が別の防火対象物とみなされても、防火上完全に安全というわけではないので非常事態を報知する非常警報設備等を設置する場合は、できる限り政令第9条かっこ書の趣旨を生かし、全体に設置することが望ましい。(行政指導)
- (3) 本条の規定を適用し増築した場合の法第17条の2の5第2項の取扱い
 ア 第2号の関係

〔例1〕

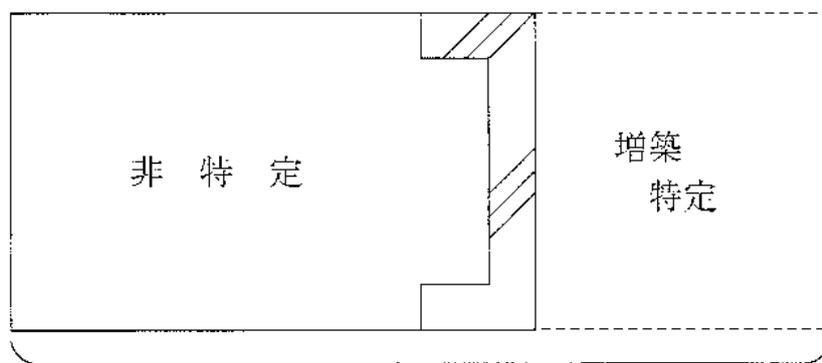


〔例2〕



イ 第4号の関係

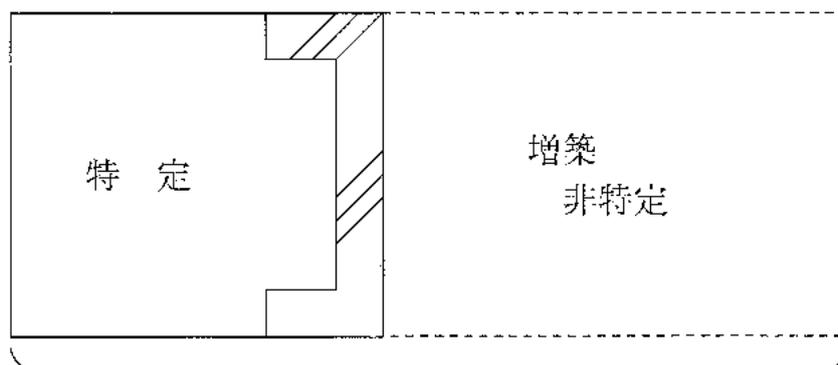
〔例1〕



棟全体が現行基準の適用を受ける。

※ 消防用設備等の設置については、非特定部分と特定部分が、令8-1号区画されているので、それぞれの基準を適用する。

〔例2〕



棟全体が現行基準の適用を受ける。

※ 消防用設備等の設置については、特定部分と非特定部分が、令8-1号区画されているので、それぞれの基準を適用する。

- (4) 消防法施行令第8条第2号の規定（令8-2号区画）については、次によるものとする。

規則第5条の3第2項第1号の規定中「渡り廊下等の壁等」及び同第2号の規定中「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」（以下単に「渡り廊下等の壁等」という。）により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として上記の渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

なお、上記原則によるほか、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとしても差し支えないこと。

- (5) 壁等基準について

ア 壁等基準第3第2号の規定中「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、渡り廊下が設けられている防火対象物の部分相互間の距離であって、水平距離で測定するものであること。具体的には、次の図4から図6までの場合、Aの部分となること。また、1階と2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合には、2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合の取扱いとするものであること。

図4

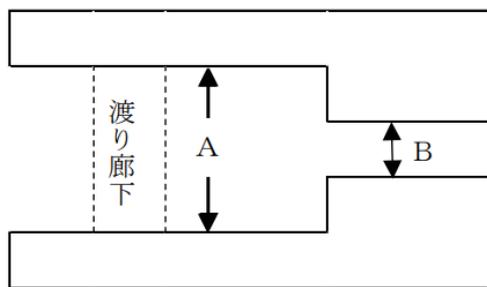


図5

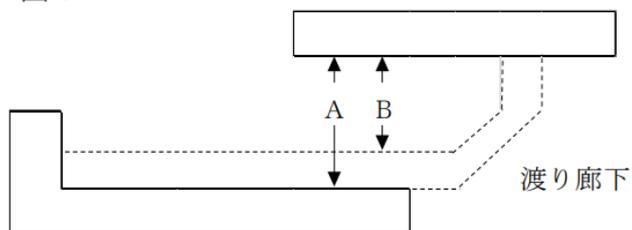
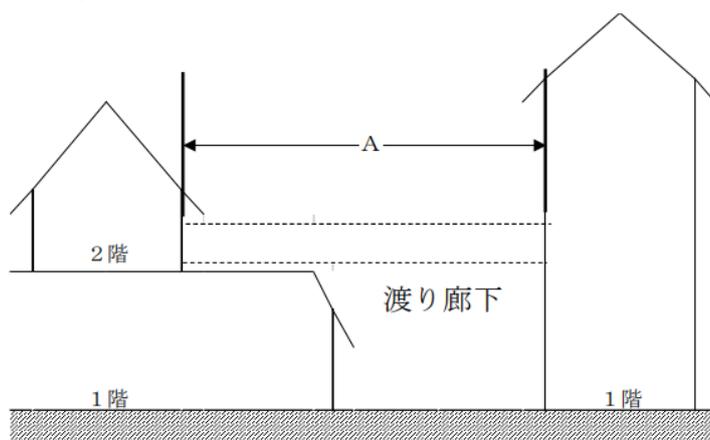
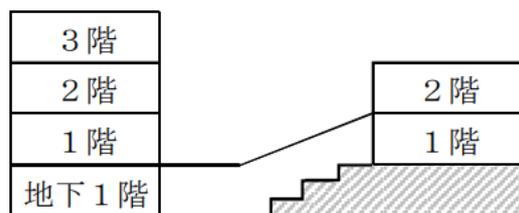


図6



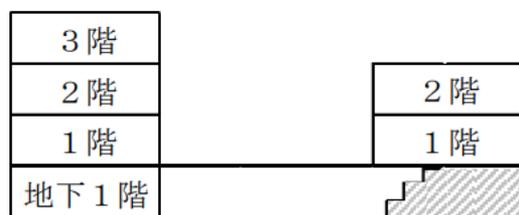
イ 壁等基準第2第2号に規定する地下連絡路の例は、次の図7から図9までとすること

図7



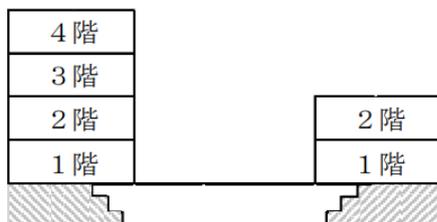
地下1階と1階を接続する場合
(地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。)

図8



地下1階と1階部分を地下で接続する場合

図9



1階部分同士を地下連絡路で接続する場合

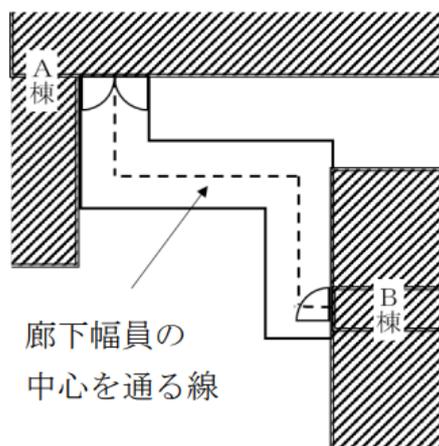
ウ 図7の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが3m以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、壁等基準第3第2号(3)ハ(ロ)の規定によることができること。

(参考) 壁等基準第3第2号(3)ハ(ロ) 直接外気に接する開口部の面積の合計は、一平方メートル以上とすること。この場(ロ)合において、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の三分の一以上の幅で長さ一メートル以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に 渡り廊下の三分の一以上の長さで高さ一メートル以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効なものとする。

エ 壁等基準第3第2号(2)の規定中「開口部の面積が4㎡以内」については、各階ごとに判定するものであること。

オ 壁等基準第3第2号(3)ハ(ロ)の規定中「渡り廊下の長さ」は、図10のように廊下幅員の中心を通る線で判定するものであること

図10



カ 壁等基準第3第2号(3)ハの規定中「機械排煙設備」について、建築基準法の基準に基づき設置される排煙設備が想定されるものであること。

キ 壁等基準第6の規定中「消防長又は消防署長が認める壁等」については、一定のフェイルセーフ設計を取り入れたものが想定されるものであること(参考:類例としては、渡り廊下等の基準と同等の防火安全性能を有するものとして接続した建築物同士に火災の影響を及ぼさないものとして取り扱われている「緩衝帯」等がある)。なお、壁等基準第6の規定により消防長又は消防署長が当該壁等を認める際、消防庁においても具体的な事例の蓄積を図る必要があることから、消防庁に情報提供するとともに、適宜相談されたいこと。

3 その他

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準を遡及して適用されることとされている法第17条の2の5第2項第2号に規定する消防用設備等について、令第34条の2に定める増築又は改築の判断にあたっては、一の防火対象物で判断されることになるが、当該消防用設備等が設置されている防

火対象物が令第8条の適用により別の防火対象物とみなされる場合、その部分ごとに増築又は改築も別のものとして考慮されるものであること。

- (2) この通知の発出に伴い、「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付け消防安第26号。以下「26号通知」という。）及び「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」（平成7年3月31日付け消防予第53号。以下「53号通知」という。）並びに次に掲げる行政実例及びこれらに類する質疑応答（以下「行政実例等」という。）を廃止し、これらに関する質疑応答に係る運用は行わないこととすること。ただし、26号通知及び53号通知並びに行政実例等の廃止の際、26号通知及び53号通知が適用されている防火対象物であって、26号通知及び53号通知並びに行政実例等に適合しているものにあつては、なお従前の例によることとして差し支えないものであること。

ア 渡り廊下で結ばれた防火対象物の階の床面積の算定について(昭和54年6月22日付け消防予第118号(49))

イ 消防用設備等の設置に関する疑義について(昭和58年4月14日付け消防予第62号)

ウ 消防法第17条の2第2項の適用について(昭和58年7月12日付け消防予第133号)